

一般社団法人 栃木県舗装協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人栃木県舗装協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、舗装を通じて安全で安心できる、質の良い社会資本の整備に関する事業を行い、公共の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 舗装その他建設の技術研究及び健全な運営の指導
 - (2) 舗装の調査研究及び技術者育成等の講習会・研修会等の開催
 - (3) 建設現場のパトロール実施による地域の安全・環境の確保及び安全衛生大会・安全衛生セミナーの開催
 - (4) 関係官庁並びに団体等との情報収集及び交換等の連携
 - (5) 公共施設である道路環境の維持向上を図る美化活動
 - (6) 災害時の公共施設等の応急対策等に係る支援活動
 - (7) 暴力団等反社会的勢力排除の啓蒙活動
 - (8) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業
- 2 前項の事業は、栃木県において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 栃木県内に本店、支店又はこれに準ずる事業所、営業所、出張所を有し、国土交通大臣又は栃木県知事に建設業法の許可を受けた信用ある舗装業者である株式会社
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 本会の目的に賛同して入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

（会員の義務）

第8条 会員は、自己の資格の変更及び転居並びに本会より提出を求められた事項については、本会に届出の義務を有するものとする。

2 会員は、常に一致協力の精神を以て会務に尽力するものとする。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会又は会員の名誉を毀損し又は重大なる違反行為を行ったとき
- (2) 会員としての義務を尽さず又は協会或いは会員に故意に損害を与えたるとき
- (3) 本協会の勧告を用いず故意に損害を他に与えたるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員の役員又は従業員のうち暴力団等反社会的勢力に該当する者が明らかになったときは、前項の規定にかかわらず直ちに除名することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 第5条第1項各号に掲げる会員としての要件に該当しないこととなったとき
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が解散したとき。

第4章 総会

(種別)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 通常総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第19条及び前条第1項並びに第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会長の命を受けて会務を掌理する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を費用として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問若干名及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 5 第27条第1項の規定は、顧問及び相談役について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事から請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を開会の日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、役員全員の同意があるときは、この限りではない。
- 4 前条第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。やむを得ない理由で会長が理事会に出席できない場合には、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した会長、副会長及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び収支決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更・解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第46条 本会の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 安全管理委員会
- (4) 広報委員会
- (5) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会は、それぞれ下記各号に規定する事項を任務とする。

- (1) 総務委員会

本会の組織及び運営管理・諸規定・会員の資格審査・会費・分担金・その他、他の委員会に属しない事項について審議し、理事会に諮る。

- (2) 技術委員会

舗装工事に関する技術水準の向上を図るための調査・研究と、労務・資材の需給に関する調査、関係法令の研究、及び、これらの事項に関する講習会・見学会の開催、諸官庁・諸団体との連絡・調整を行う。

- (3) 安全管理委員会

① 工事の安全衛生対策の推進を図るため、労働安全衛生関係法令の調査・研究を行うと共に、講習会・見学会を開催し、会員の知識・意識の向上を図る。

② 現場パトロールを実施し、現地に即した対策を指導・検討する。組織暴力排除対策にも努める。

- (4) 広報委員会

協会の広報・宣伝活動として、機関誌の発行、ホームページの管理・運営、その他の調査・研究・紹介を行い、それを通じて関係機関との連絡・調整・連携を図ると共に、一般社会へのPRにも努める。

3 委員会の委員は、理事会が選任する。

4 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。
会 長 菊池 茂
副会長 岩澤 理夫
- 3 本会の最初の業務執行理事は、次のとおりとする。
専務理事 亀山 栄一
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この改正は、平成24年11月27日から施行する。
- 6 この改正は、平成25年5月17日から施行する。